

戸田市長 菅原 文仁

プロポーザル方式業者選定における指名について(通知)

プロポーザル方式業者選定を下記により執行するに当たり、貴社を指名します。戸田市契約規則(平成元年規則第14号)及び戸田市プロポーザル方式業者選定実施要綱(平成22年8月22日市長決裁)に従い、プロポーザル方式業者選定説明書(以下「説明書」という。)の内容を熟知の上、提案書提出意思確認書(以下「確認書」という。)を提出し、プロポーザル方式業者選定への参加を希望する場合は、提案書及び選定において参考とする見積書(以下「参考見積書」という。)(以下「提案書等」という。)を提出してください。

記

契 約 の 名 称	笹目小学校及び美女木小学校学童保育室運営業務
契 約 の 内 容	説明書に記載のとおり
履 行 期 限	令和 8 年 2 月 1 日 から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日 まで
支 出 限 度 額	金 1 5 0 , 3 2 4 , 6 5 0 円 (取引に係る消費税及び地方消費税は消費税法第 6 条第 1 項及び同法別表第 2 第 7 号ロの規定により非課税とする。)
確 認 書 提 出 期 限	令和 7 年 8 月 8 日 (金) 午後 5 時まで
提 案 書 等 提 出 期 限	令和 7 年 8 月 2 2 日 (金) 午後 5 時まで
質 疑 の 締 切	令和 7 年 8 月 8 日 (金) 午後 5 時まで
ヒ ア リ ン グ	実施する ※日時は別途通知する
留 意 事 項	
1 プロポーザル方式業者選定に参加を希望する場合は、説明書を確認の上、指定の期限内に確認書及び提案書等を郵送又は持参により契約を所管する課(以下「所管課」という。)へ提出してください。郵送の場合は、発送後に所管課へ到着確認を行ってください。また、参加を希望しない場合は、その旨を記載した確認書を指定の期限内に郵送又は持参により所管課へ提出してください。	
2 提案書を評価するための基準については、説明書に記載のとおりです。	
3 参考見積書は、所定の様式により提出してください。参考見積書は封入封緘し、封筒には「見積書在中」と明記し、宛先、件名、所在地、商号、代表者職氏名を記載の上、代表者印で封印してください。また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を参考見積書に記載してください。	
4 支出限度額を超える参考見積書は無効とし、提案書も併せて無効とします。	
5 代理人が提案書等を提出する場合においても、委任状は必要ありません。	
6 確認書、提案書等の提出後に、内容、金額の書替、引替又は撤回はできません。	
7 プロポーザル方式業者選定及び当該契約に関する質疑については、任意の書式に内容を簡潔にまとめ電子メールで所管課まで送信してください。なお、電話、ファクシミリ、口頭等による質問は受け付けません。	
8 参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により選定を公正に執行することができないと認められるときは、このプロポーザル方式業者選定を延期又は取り止めます。	
9 提案書等の有効、無効又は失格については、説明書等に基づき所管課が判断します。	
10 対象契約の締結については、選定後に契約の相手方となる者に対して改めて通知します。	
契約を所管する課 の名称及び連絡先	戸田市こども健やか部児童青少年課 放課後こども担当 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1-18-1 TEL:048-441-1800(内線 455) E-mai:jidoseisyonen@city.toda.saitama.jp